

○大子町団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱

令和2年10月1日

告示第49—2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響により落ち込んだ観光需要を喚起するため、貸切バスを使用した町内への団体旅行を主催する旅行者に対しこれに要する費用について、予算の範囲内において団体旅行誘致促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者 旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- (2) 団体旅行 募集型企画旅行、受注型企画旅行又は手配旅行をいう。
- (3) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する自動車をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、旅行者とする。ただし、大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同項第3号に規定する暴力団員等又はこれらの者と密接な関係を有する者は、補助対象者としなない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する団体旅行とする。

- (1) 催行人員が10人以上（添乗員、バス運転手、バスガイド等の業務員は除く。）であって、貸切バスを利用した団体旅行であること。
- (2) 団体旅行及び貸切バスの発着地が町外であること。

- (3) 町内の観光施設及び観光スポット（以下「観光施設等」という。）2か所以上に立ち寄る団体旅行であって、町内の飲食店で食事（弁当の手配を含む。以下同じ。）をする団体旅行であること。この場合において、観光施設等には有料施設（大子町観光物産館（道の駅「奥久慈だいご」）を含む。）又は有料体験を1つ以上含むものとする。
- (4) 一の年度内に催行し、終了する団体旅行であること。
- (5) 団体旅行の参加者全員に対し、町から提供する観光パンフレット等の配布及び当該団体旅行に関するアンケート調査を行うこと。
- (6) 募集パンフレット等の広報媒体に、この要綱による補助金の交付を受ける団体旅行である旨を記載すること。この場合において、団体旅行が受注型企画旅行又は手配旅行であるときは、見積書等において顧客に告知をするものとする。
- (7) 各種業界等の策定する感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、団体旅行参加者全員が、新しい旅のエチケットを実践し、取り組むこと。
- (8) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (9) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (10) 他の地方公共団体や団体等から団体旅行の催行を奨励することを目的とする補助金等の交付を受けていないこと。ただし、国及び県が経済対策として行う助成事業との併用を妨げない。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 町内宿泊施設への宿泊を伴わない団体旅行 参加者一人当たり5,000円とし、団体旅行1本につき10万円を限度とする。ただし、参加者一人当たりの食事代が1,000円に満たないとき、又は食事代が旅行代金に含まれないときは、参加者一人当たり4,000円とする。
- (2) 町内宿泊施設への宿泊を伴う団体旅行 参加者一人当たり7,500円とし、団体旅行1本につき15万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の旅行者につき同一年度内において5本を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、当該申請に係る団体旅行出発日から起算して14日前までに町長に申請するものとする。

- (1) 団体旅行実施計画書（様式第1号）
- (2) 団体旅行の行程表（実施日、立ち寄る観光施設等が確認できるもの）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、旅行商品ごとに行うものとする。

（添付書類）

第7条 規則で定める補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書を町長に提出するときは、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 団体旅行実施計画書
- (2) 変更後の団体旅行の行程表
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに規則第10条に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 団体旅行実績報告書（様式第2号）
- (2) 団体旅行の行程表（実績）
- (3) 補助金の額を算出する根拠となるもの
- (4) 団体旅行参加者全員に対するアンケート結果
- (5) 募集パンフレット等この要綱による補助金の交付を受けた団体旅行である旨が記載されていることが確認できるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。